

令和2年12月
定例教育委員会会議

会議録

令和2年12月18日開催

会 議 録

開催日時	令和2年12月18日（金）	午後2時 午後3時38分	開会 閉会																
場 所	旭川市教育委員会 会議室																		
出席者	教育長及び委員	教育長 黒蕨 真一， <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣，委員 滝山 義之 委員 近藤 美保，委員 山崎 與吉																	
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長 山川 俊巳</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長 高田 敏和</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 林上 敦裕</td> <td>社会教育部次長 酒井 睦元</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 石原 伸広</td> <td>社会教育部次長 吉田 哲也</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 佐藤 潤一</td> <td>文化ホール担当課長 山本 厚</td> </tr> <tr> <td>適正配置担当課長 矢萩 恵</td> <td>中央図書館長 西野 明子</td> </tr> <tr> <td>学校施設課長 三浦 雅仁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長 佐藤 文泰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育政策課主幹 末木 良典</td> <td></td> </tr> </table>	学校教育部長 山川 俊巳	社会教育部長 高田 敏和	学校教育部次長 林上 敦裕	社会教育部次長 酒井 睦元	学校教育部次長 石原 伸広	社会教育部次長 吉田 哲也	学校教育部次長 佐藤 潤一	文化ホール担当課長 山本 厚	適正配置担当課長 矢萩 恵	中央図書館長 西野 明子	学校施設課長 三浦 雅仁		教職員担当課長 佐藤 文泰		教育政策課主幹 末木 良典	
		学校教育部長 山川 俊巳	社会教育部長 高田 敏和																
学校教育部次長 林上 敦裕	社会教育部次長 酒井 睦元																		
学校教育部次長 石原 伸広	社会教育部次長 吉田 哲也																		
学校教育部次長 佐藤 潤一	文化ホール担当課長 山本 厚																		
適正配置担当課長 矢萩 恵	中央図書館長 西野 明子																		
学校施設課長 三浦 雅仁																			
教職員担当課長 佐藤 文泰																			
教育政策課主幹 末木 良典																			
事務局職	教育政策課 上江 昌弘 同 宮嶋 健吏																		
傍聴者	0人																		
公開・非公開の別	一部非公開																		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 令和3年度教育行政方針の策定方針について ・議案第2号 旭川市小，中学校通学区設定規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第3号 旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について ・議案第4号 旭川市大雪クリスタルホール舞台設備操作等業務選定委員会委員の委嘱について ・議案第5号 旭川市大雪クリスタルホール利用者等対応業務選定委員会委員の委嘱について ・議案第6号 旭川市科学館アテンダント業務プロポーザル審査会委員の委嘱について ・議案第7号 第4次旭川市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見提出手続の実施について ・報告第1号 令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について ・報告第2号 学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について ・報告第5号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第6号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理） 																		

について

- ・報告第7号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について

5 報告事項

(1) 旭川市立学校職員の懲戒処分について

(2) 令和3年旭川市成人を祝うつどいの開催の延期について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和2年12月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和2年7月定例教育委員会会議（令和2年7月27日開催）、令和2年8月第1回臨時教育委員会会議（令和2年8月4日開催）、令和2年8月定例教育委員会会議（令和2年8月11日開催）、令和2年8月第2回臨時教育委員会会議（令和2年8月21日開催）及び令和2年9月定例教育委員会会議（令和2年9月1日開催）については既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 教 育 員 長	<p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、令和2年7月定例教育委員会会議、令和2年8月第1回臨時教育委員会会議、令和2年8月定例教育委員会会議、令和2年8月第2回臨時教育委員会会議及び令和2年9月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和2年7月定例教育委員会会議、令和2年8月第1回臨時教育委員会会議、令和2年8月定例教育委員会会議、令和2年8月第2回臨時教育委員会会議及び令和2年9月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、令和2年10月定例教育委員会会議（令和2年10月15日開催）及び令和2年11月定例教育委員会会議（令和2年11月4日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和2年10月定例教育委員会会議及び令和2年11月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「令和3年度教育行政方針の策定方針について」、議案第3号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について」、議案第4号「旭川市大雪クリスタルホール舞台設備操作等業務選定委員会委員の委嘱について」、議案第5号「旭川市大雪クリスタルホール利用者等対応業務選定委員会委員の委嘱について」、議案第6号「旭川市科学館アテンド業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」、報告第2号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市教</p>

各 委 員
教 育 長

育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第6号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第7号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（1）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号「令和3年度教育行政方針の策定方針について」、議案第3号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について」、議案第4号「旭川市大雪クリスタルホール舞台設備操作等業務選定委員会委員の委嘱について」、議案第5号「旭川市大雪クリスタルホール利用者等対応業務選定委員会委員の委嘱について」、議案第6号「旭川市科学館アテンダント業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」、報告第2号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第6号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第7号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（1）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。

適正配置担当課長

本件は、旭川小学校及び旭川第5小学校について、小学校卒業後の進学先中学校が複数に分かれる状況になっていることから、旭川市立小・中学校適正配置計画に基づき、進学先中学校が統一されるよう関係学校の通学区域の境界線を変更するため、規則の別表1及び2を改正しようとするものです。

「旭川小学校及び愛宕東小学校に関連する学校の通学区域の見直し」の「小学校と中学校の通学区域の不一致」の図を御覧ください。小学校と中学校の境界線が一致していないため、旭川小学校、愛宕東小学校の卒業生の進学先中学校が、それぞれ旭川中学校と愛宕中学校に分かれる状況となっています。

今回の改正により、小学校と中学校の通学区域の見直し（案）の図のように小学校と中学校の通学区域の境界線が一致するよう各学校の通学区域を変更して、旭川小学校の卒業生の進学先中学校を旭川中学校に統一し、愛宕東小学校については、旭川中学校の通学区域をなくし、進学先中学校を愛宕中学校又は東陽中学校の2校といたします。

次に、「旭川第5小学校の通学区域の見直し」の「小学校と中学校の通学区域の不一致」の図を御覧ください。旭川第5小学校の卒業生の進学先中学校が、桜岡中学校と旭川中学校に分かれる状況となっています。

今回の改正により、小学校の通学区域の見直し（案）の図のように旭川第5小学校の通学区域の内、旭川中学校の通学区域となっている区域を旭川小学校の通学区域とし、旭川第5小学校の卒業生の進学先中学校を桜岡中学校に統一します。

この変更は、令和3年4月1日から施行しますが、施行日以後に入学又は転学する児童生徒に適用することとし、現在、小・中学校に通学している児童生徒は、卒業までその学校に通学することとします。また、施行日より前から対象区域に継続して居住している児童生徒は、希望する場合、現在の指定学校に入学ができるよう経過措置を設定する予定です。

なお、旭川第5小学校から旭川小学校に変更する区域は、豊田地区市民委員会の区域とほぼ一致するのですが、本年8月13日に、豊田地区市民

教 育 長	<p>委員会から、当該地区市民委員会の小学生の通学する学校を旭川第5小学校から旭川小学校に変更してほしいとの要望を受けており、今回の通学区域の変更は、この要望にも添うものとなっております。</p> <p>また、今回の通学区域見直し案を、関係する保護者や町内会にお示したところ、いずれの地域においても反対の御意見はございませんでした。</p> <p>今回、地元からの要望もありまして、関係者等に説明を行った上で、このような改正に至ったところです。</p>
各 教 育 員 長	<p>議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
中央図書館長	<p>次に、議案第7号「第4次旭川市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見提出手続の実施について」、説明願います。</p> <p>第4次旭川市子ども読書活動推進計画（案）については、現推進計画の期間が今年度で終了することから、策定作業を進めております。この度、推進計画（案）を取りまとめましたので、12月25日から来年1月31日までの間、意見提出手続を実施しようとするものであります。</p> <p>本案の策定に当たりましては、庁内の関係部局で組織する旭川市子ども読書活動推進調整会議や、8月と10月に旭川市図書館協議会を開催し審議してまいりました。</p> <p>まず、本計画の位置付けですが、国の「第4次子ども読書活動推進計画」や、道の「北海道子どもの読書活動推進計画〈第4次計画〉」を受け、旭川市の第3次推進計画の基本理念や基本方針を引き継ぎながら、情勢の変化を考慮し、令和3年度からおおむね5年間とする推進計画を策定するものです。</p> <p>本計画の基本理念は、「すべての子どもが、いつでもどこでも自分から読書に親しむことができる環境づくり」とし、4つの基本的方針を設定して、各領域で関係団体の連携・協力により子どもたちの読書活動を支えるための条件を積極的に整備することを目標としています。</p> <p>子どもの読書活動の現状と分析につきましては、市内の幼稚園・保育所の保護者と小・中学生を対象としたアンケートを実施し、その調査結果から、読み聞かせが成長に良い影響があると認識されている、子どもたちの読書への興味・関心度は一定の水準を保っているものの減少傾向にある、学年が上がるにつれて読書量が減少している状況が見られ、また、全国調査の結果から、過去の各段階で読書量が多く、読書習慣が形成されている子どもほど現在の読書量も多い傾向が見られるとの分析がありました。</p> <p>こうしたことから、子どもたちの読書への興味・関心度を高め、読書量を増やすための取組の視点として、子どもたちの読書習慣の形成が重要であるとの認識に立ち、発達段階に応じた効果的な取組や主体的・対話的な読書活動の推進を通して、読書に親しむ環境づくりを進めてまいります。</p> <p>次に、第3次計画の取組の成果と課題についてですが、主な成果としては、図書館の開館時間や図書コーナーの拡充による利用機会の拡大、地域や幼稚園・保育所等での読み聞かせの充実、学校図書館の情報化などによる読書環境の整備や読書機会の充実が挙げられます。一方、課題としては、図書館の団体貸出制度の利用拡大、魅力ある蔵書構成の整備、図書館に関わる職員等の資質の向上、ブックリストの作成等の啓発活動などによる魅力ある本に出会うきっかけづくりや図書館利用の拡大が挙げられます。また、</p>

その他の課題として、図書館協議会委員から、支援を必要とする子どもへの取組の推進、町内会活動など地域活動への協力・支援、高等学校をはじめ、学校図書館と連携した取組の推進などの意見が寄せられました。

次に、こうした子ども読書活動の現状や、第3次計画での成果と課題、図書館協議会での意見を踏まえ、第4次計画において力を入れていく取組の方向性としては、発達段階に対応した読書環境・資料の整備充実と読書活動の工夫、関係機関・団体等との連携による研修機会の拡充と啓発活動の推進であります。具体的には、これまでの取組を継続実施するほか、本計画において拡充していく取組の主なものとして、図書館においては、発達段階に対応した魅力ある蔵書構成の整備、外部団体への協力支援の拡充、ボランティア等との協働による年齢に応じたブックリストの作成、高等学校の図書館関係団体等との連携による事業の企画などの様々な取組を進めます。家庭・地域、幼稚園・保育所等においては、年齢、発達段階に応じた絵本の読み聞かせなど読書活動の工夫などの推進を図ります。学校においては、友人同士で本を紹介し合う自主的・自発的な読書活動の充実、学校司書への研修機会の拡充などの取組を進めます。

なお、本計画における各年度の取組は、年度ごとに成果と課題を随時検証しながら進捗状況を点検し、実りあるものとなるよう努めてまいります。

こうした様々な取組を推進していくことにより、読書への興味・関心度が低い子どもたちも含め、全ての子どもたちが本の面白さに出会い、生涯にわたって自ら進んで読書を行う習慣を身に付け、読書から生きる力を得られるよう、いつでもどこでも読書ができる環境を整えてまいります。

以上が推進計画（案）の概要であります。今後予定している意見提出手続実施後に、いただいた意見と教育委員会の考え方を整理して、再度、図書館協議会で検討し、最終案を3月の教育委員会会議で御審議いただきたいと考えております。

教 育 長
滝 山 委 員

議案第7号「第4次旭川市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見提出手続の実施について」、御意見、御質問等がありますか。

昨日、テレビで電子図書の話が出ていました。今、本を触ったり図書館に行くことが難しい人もいますので、電子図書を導入して読書環境を整えていくという内容でした。本市においても、小中学校でタブレット端末を持たせることになりましたので、今後の電子図書の運用についての考えはあるのですか。

中央図書館長

電子図書につきましては、現在、本市図書館ではまだ運用をしていないところですが、費用面や維持管理面で課題がありますので、今後、長期的な方向性を考えた上で検討していきたいと考えております。また、学校においては、タブレット端末が配付されることとなっておりますが、これらを活用した読書指導についても検討していく予定です。

本 田 委 員

学校司書の方々のおかげで学校図書館の活動内容が整理され、充実してきていると思います。しかし、学校図書館図書標準達成率が上がっていかないというのは、更新されると古い蔵書が破棄されるので下がらざるを得ず、そこに新しい蔵書が追い付かないから、この達成率が上がらない結果になっているのかと思います。また、読書冊数が減っていくのは、ニーズに合っているかどうかもあると思います。加えて、現在は自分で情報を得られる時代ですので、わざわざ図書館に行っても本を探さなくても、簡単に手に入る時代になってしまったということもあります。これと図書活動をすり合わせていかない限り、活用率はますます下がっていくと思います。社会教育面では、市民の皆さんは図書館を活用しますが、学校教育面においても、教科横断的な学習を進めようとしている中で、図書館がどれほど活用されているかということに着目しながら、各学校も意識して本に親しむ活動を推進していくことが大事かと思います。図書館に行ったことのない子は意外といたりするので、まずは慣れさせるという活動が必要になり

教 育 長	<p>ます。読み聞かせや本の紹介などを通して、子どもが自ら主体的に活動できるような横断的な活動をするとうれしいと感じたところです。図書館司書の方だけでは人数も少ないですので、読書活動の一部を担う学校の図書館の活用も並行して進めていく必要があると思います。図書館司書と学校が上手に連携していけば、学校図書館がより良くなっていくものと感じたところです。</p>
社会教育部長	<p>発達段階に応じて図書に親しむというところを大きく取り上げていますので、その一翼を担っているのが学校図書館ということでもありますから、その連携も考えていかなければなりません。</p>
山 崎 委 員	<p>学校図書館との連携についても、引き続きしっかりと行ってまいりたいと思います。</p> <p>この事業については、終わりのあるものではないですので、継続して啓発活動をしていただければと思います。</p>
教 育 長	<p>本市児童生徒の学力向上を目指す上でも読書活動というのは大きな要素だと思います。子どもたちが読書に親しむことについての大事な計画ですので、今後も皆さんから御意見をいただいていたらと思います。</p>
各 委 員	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
教 育 長	<p>ありません。</p>
各 委 員	<p>それでは、議案第7号「第4次旭川市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第7号「第4次旭川市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定します。</p>
学校施設課長	<p>次に、報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告願います。</p>
学校施設課長	<p>本件は、令和2年度旭川市一般会計補正予算について、令和2年第4回定例市議会に議案を提出するよう市長へ意見を申し出るものでありますが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により御報告するものでございます。学校教育部所管分について御説明いたします。</p>
学校施設課長	<p>今回の補正内容につきましては、国の令和2年度一般会計予算により新たに国庫補助金が交付される見込みとなりましたことから、令和3年度に予定していた事業の一部を前倒しして、令和2年度予算に計上しようとするものでございます。</p>
学校施設課長	<p>学校施設大規模改修費（小学校）補正額4,979万円及び学校施設大規模改修費（中学校）補正額2億4,024万円につきましては、国の学校施設環境改善交付金を活用しまして、神楽小学校ほか小学校2校で計2本、中学校7校で計8本、合計10本のアスベスト煙突改修工事を実施しようとするものです。</p>
学校施設課長	<p>なお、今回補正する事業費につきましては、繰越明許費として全額を令和3年度に繰越し、事業を実施しようとするものでございます。学校教育部からは以上です。</p>
酒井社会教育部次長	<p>続きまして、社会教育部所管分につきまして御説明いたします。</p>
酒井社会教育部次長	<p>公民館補修費補正額835万円ですが、今年6月に発生した落雷により現在故障しております神楽市民交流センターの自動火災報知設備等を更新する費用のほか、新型コロナウイルス感染防止対策の強化を図るため、各公民館の外窓の一部に網戸を設置する費用につきまして補正を行おうとするものでございます。</p>
酒井社会教育部次長	<p>続きまして、科学館管理費補正額53万4千円ですが、現在、新型コロ</p>

<p>教 育 長 各 委 員 各 委 員 教 育 長</p>	<p>ナウイルス感染防止対策を実施しながら開館中の科学館につきまして、利用者がより安心して来館できるよう、消毒用アルコールなどの衛生用品を購入する費用の補正を行おうとするものでございます。</p> <p>続きまして、大雪クリスタルホール補修費補正額803万円ですが、神楽市民交流センターの自動火災報知設備と同じく、今年6月に発生した落雷による過電流が原因で故障しております大雪クリスタルホールの照明制御システムを改修する費用の補正を行おうとするものでございます。</p> <p>続きまして、債務負担行為の設定でございます。</p> <p>大雪クリスタルホール補修費のうち大雪クリスタルホール煙突改修工事費につきましては、煙突内の石綿含有断熱材を除去するもので、ボイラーが未稼働の期間に工事を完了させるために今年度中に契約が必要であることから、5,540万円を限度額とする債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。</p> <p>報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
<p>教 育 長 酒井社会教育部次長</p>	<p>《 報 告 事 項 》</p> <p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（2）「令和3年旭川市成人を祝うつどいの開催の延期について」、報告願います。</p> <p>教育委員の皆様には事前に御意見を伺い、進めたところではありますが、改めて御報告させていただきます。</p> <p>はじめに、開催の延期についての考え方ですが、本年11月以降の本市における新型コロナウイルス感染者数の急増や、それに伴う医療提供体制の負荷の増大など、いまだ終息が見えない厳しい状況にあります。その中で、令和3年1月10日に開催を予定していました令和3年旭川市成人を祝うつどいにつきましては、十分な感染防止対策を講じたとしても、市内外から多くの参加者が集まることや、式典終了後に集団で会食等が行われることなどにより、新たな感染が発生するおそれがありますことから、予定していた開催日で実施することは難しいと考えたところでございます。</p> <p>こうした状況の中で、札幌市や函館市などのように中止を決定した都市もございましたが、完全中止やオンラインでの開催などは、参集の機会が失われることとなる新成人の落胆も大きいことが予想され、また着物や理容美容など関係業界への影響も多大となることが見込まれます。</p> <p>このため、成人式という一生に一度の機会を新成人に提供することを第一に考え、また、関係業界への影響を最小限にとどめることなどにも考慮しますと、日程を延期して開催することが適当であると判断されますことから、延期することを決定し、12月2日に公表したところでございます。</p> <p>また、延期後の開催日につきましては、祝日であります令和3年5月4日とすることを予定しております。その理由といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大期とされます冬期間を避け、また、市外から帰省して参加する方々の利便性等にも考慮しまして、令和3年5月上旬の大型連休期間の中から設定したところでございます。</p> <p>なお、式典は新型コロナウイルス感染防止のため、引き続き3部制での開催を予定しております。</p>

		<p>教育委員の皆様には、御多忙のところ恐縮ではございますが、御出席を賜りたいと考えております。開催時期が近くなりましたら、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>もし、3月下旬になっても市内の感染状況が好転しない場合においては、改めて再延期なども含め検討をしてみたいと思います。</p>
教 育 長		<p>報告事項（2）「令和3年旭川市成人を祝うつどいの開催の延期について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
山 崎 委 員		<p>3月末で時期を決めておくということですか。</p>
酒井社会教育部次長		<p>案内状の発送をこの時期に考えておりますので、このときの状況を見て判断してまいります。</p>
本 田 委 員		<p>今回の延期の決定が11月でしたから、3月末が開催の2か月ほど前でもあり、再度判断する時期であると思いましたが、もし中止とする場合は、代替案の検討が必要だと思ひます。</p>
酒井社会教育部次長		<p>帯広市が8月に延期としていますから、もし再延期となれば、8月に開催することも検討しようと思ひます。</p>
本 田 委 員		<p>業界の方々の影響もありますので、開催してほしいとは思ひますが、本市の状況に応じて適切に判断していただければと思ひます。</p>
教 育 長		<p>成人式は教育委員会だけでなく、旭川市との共催でありますので、市長とも協議し、来年3月の時点で全体の状況を見極めながら判断してまいります。皆さんにも改めて御確認いただく機会があると思ひますので、よろしくお願ひします。</p>
各 委 員		<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
教 育 長		<p>ありません。</p>
各 委 員		<p>それでは、報告事項（2）「令和3年旭川市成人を祝うつどいの開催の延期について」は、報告を受けたこととします。</p>
		<p>《 そ の 他 》</p>
教 育 長		<p>他に、何かありますか。</p>
各 委 員		<p>ありません。</p>
事 務 局		<p>ありません。</p>
		<p>《 秘 密 会 》</p>
教 育 長		<p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p>ここで皆さんにお諮りいたします。</p> <p>議案第3号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について」、議案第4号「旭川市大雪クリスタルホール舞台設備操作等業務選定委員会委員の委嘱について」、議案第5号「旭川市大雪クリスタルホール利用者等対応業務選定委員会委員の委嘱について」、議案第6号「旭川市科学館アテンド業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」、報告第2号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第6号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第7号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（1）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思ひますが、いかがですか。</p>
各 委 員		<p>異議ありません。</p>
教 育 長		<p>「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市いじめ防止等対策委員会委</p>

員の任命又は委嘱について」、議案第4号「旭川市大雪クリスタルホール舞台設備操作等業務選定委員会委員の委嘱について」、議案第5号「旭川市大雪クリスタルホール利用者等対応業務選定委員会委員の委嘱について」、議案第6号「旭川市科学館アテンダント業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」、報告第2号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第6号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第7号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（1）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、会議録には概要を記載することといたします。

それでは、議案第1号「令和3年度教育行政方針の策定方針について」、説明願います。

末木教育政策課主幹

令和3年度教育行政方針の基本的な考え方については、令和3年度の教育行政執行に当たっての所信や、教育の現状と課題認識を示し、その上で旭川市の教育をどのように行うかという意思を表すこととしております。基本方針については、旭川市教育大綱（改訂版）の基本方針でもある「主体的に学び力強く未来を拓く人づくり」にしたいと考えております。重点的な取組については、学校教育においては、第2期旭川市学校教育基本計画の3つの基本目標を学校教育部の重点的な取組とし、社会教育においては、旭川市社会教育基本計画の5つの基本目標を社会教育部の重点的な取組とし、それぞれ令和3年度に特に推進する施策・事業等を記載したいと考えております。その他については、市政方針と内容が重複しないよう、政策調整課と協議することを記載しております。

次に、令和3年度教育行政方針の策定に当たって（案）を御覧ください。

教育の現状については、教育の動向や社会情勢、今日的な教育課題、本市の教育、議会で質問があった項目を示しました。課題認識については、主に、教育委員会の事務に関する点検・評価や議会での質問を基にして整理しております。これら教育の現状や課題認識、次年度の予算などを踏まえ、学校教育は、学校教育基本計画の3つの基本目標を、社会教育は、社会教育基本計画の5つの基本目標を基に現時点での主な項目を整理しており、今後、この内容を踏まえながら、教育行政方針の策定を行ってまいります。

次に、令和3年度教育行政方針の策定日程（案）を御覧ください。

今後、教育委員会事務局で骨子（案）を作成した後、教育委員の皆様には、来年1月上旬に配付し、1月中旬に電子メール等による意見集約を行わせていただく予定です。

次に、教育行政方針（案）については、教育委員の皆様には、1月中旬配付し、1月下旬に教育委員会協議会で協議いただくとともに、2月上旬まで皆様から御意見をいただく予定です。

その後、2月上旬の定例教育委員会会議において、教育行政方針の最終案について御審議をいただき、2月下旬の旭川市議会第1回定例会の本会議での教育行政方針演説につなげていきたいと考えております。

教育行政方針の策定までに、皆様の御意見をいただく機会が何度かございますが、会議以外でも必要に応じて御意見をいただければと考えております。

教 育 長

来年2月までの期間、皆さんには御意見をいただきながら整理をしていくこととなりますので、よろしく願いいたします。

議案第1号「令和3年度教育行政方針の策定方針について」、御意見、御質問等がありますか。

本 田 委 員

来年度から、新学習指導要領の完全実施ということになりますから、そ

	<p>れが骨子となるべきことであると思います。コロナ禍だからということよりも、新しい学びというものを意識した項目が必要になります。加えて、GIGAスクール構想等もありますが、決して目的ではないと思います。教育内容が前提にあることを考えると、主体的・対話的で深い学びというものが中心に据えられないといけないと思います。タブレット端末をどう活用していくかが問われているところですので、手段の目的化とならないように表記していただきたいです。</p> <p>また、今日的課題であるSDGsやSociety 5.0などの単語は、そのまま使うのではなく、できたら平易な言葉で述べられていると、市民の視点に立つ教育行政方針になるのではないかと期待しています。</p>
教 育 長	<p>GIGAスクール構想については、個に応じた学びや、協働でどのように学び合っていくのかなど、教育の考え方というものをしっかり押さえ、取り組んでいくことが重要です。教育行政方針は、そのような考え方をお伝えしていく大事な場面ですので、整理していきたいと思います。</p>
近 藤 委 員	<p>今後、タブレット端末が配られることに対して、保護者の間で何となく学力が保証されるのではないかという安心感が広がっていると思います。本田委員がおっしゃったように、教育内容が一番大切であることを教育現場の方達にも保護者にも一般市民の方にも分かるような内容になると良いと思いました。</p>
滝 山 委 員	<p>今年はコロナが流行し、学校の臨時休業など影響が非常に大きかったと思うのですが、おそらくこれは来年も続くと思います。来年にはワクチンの接種が始まると思いますが、今のところ小中学生にはワクチンの接種はないと聞いています。したがって、大人は徐々に免疫を付けていくこととなりますが、子どもたちにとってはアフターコロナ、ポストコロナではなく、ウィズコロナになると思います。今後は、全校一斉休業のようなことはないと思いますが、来年も学校行事や学校活動は影響を受けると思うので、コロナに関することをしっかり言及すると良いかと思います。</p> <p>また、国で少人数学級導入の動きがあるようです。旭川は以前から導入していますが、密にならないためには、教室内の人数を減らすか広い場所を設けることが必要なので、これからはコロナと一緒に学ぶ時代ですし、それに対しても言及しても良いのではないかと思います。</p>
本 田 委 員	<p>本市は先行して導入しているわけですから、そこは引き続き、盛り込んで良いのではないかと思います。</p>
教 育 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 教 育 長	<p>ありません。</p>
各 委 員	<p>それでは、議案第1号「令和3年度教育行政方針の策定方針について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「令和3年度教育行政方針の策定方針について」は、原案どおり決定します。</p>
	<p><議案第3号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について」></p> <p>令和2年12月18日から令和4年2月3日までを任期とする旭川市いじめ防止等対策委員会委員を任命又は委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>
	<p><議案第4号「旭川市大雪クリスタルホール舞台設備操作等業務選定委員会委員の委嘱について」></p> <p>令和2年12月18日から受託候補者が決定した日までを任期とする旭川市大雪クリスタルホール舞台設備操作等業務選定委員会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>

<議案第5号「旭川市大雪クリスタルホール利用者等対応業務選定委員会委員の委嘱について」>

令和2年12月18日から受託候補者が決定した日までを任期とする旭川市大雪クリスタルホール利用者等対応業務選定委員会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<議案第6号「旭川市科学館アテンダント業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」>

令和2年12月18日から受託候補者が決定した日までを任期とする旭川市科学館アテンダント業務プロポーザル審査会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<報告第2号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」>

令和2年10月31日から令和3年3月31日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について」>

令和2年12月17日付けの旭川市教育委員会事務局職員の行政措置について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」>

令和2年9月25日付けで北海道教育委員会に対し行った旭川市立学校職員の処分内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第5号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>

令和2年11月2日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第6号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和2年10月22日から同年11月26日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第7号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和2年10月6日から同年11月26日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告事項（1）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」>

令和2年9月25日付けで行った旭川市立学校職員の処分内申について、北海道教育委員会が同年12月10日付けで決定した処分内容の報告を受けた。

《 そ の 他 》

教 育 長 他に、何かありますか。

石原学校教育部次長

学校での新型コロナウイルス感染症の発生に係る対応について、御説明します。

国で策定している学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが、12月3日に改訂されたところです。今回の改訂においては、冬季における換気対策について追記されたほか、特に小中学校については、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること、また、感染者が発生したらまず臨時休業にするという対応を見直し、臨時休業の可否を保健所と相談の上、真に必要な場合に限って行う旨も明記されました。

これを受け、本市においても、これまで学校施設の消毒及び保健所の調査に必要な期間について、一旦学校全体を臨時休業としておりましたが、この度の国のマニュアルに基づき、保健所と臨時休業の可否等について相談し、指導等を踏まえ、学年や学級など必要な範囲について臨時休業とする取扱いとしたところです。

加えて、これらの取扱いの内容や臨時休業となる場合の流れ、また、学校名公表の考え方について、12月15日付けで学校を通じて保護者に周知するとともに、ホームページにも公表いたしました。

この内容については、新型コロナウイルス感染症の発生時における、臨時休業の実施の有無や範囲は、個別の事案に応じ判断することとなりますので、あくまでも目安となります。

まず、感染の事実については、保護者等から学校への連絡により判明することとなります。それを受け、市は臨時休業等の必要性について、保健所の調査及び見解を踏まえ決定します。学級閉鎖や学年閉鎖を行う場合には、保護者に速やかに連絡しますが、結果の判明が遅い時間になることや、午前中になる場合もある旨を記載しております。

調査結果の判明までの数日間、これまでの事例であれば陽性者が確認できてから3日以内で調査を終えておりますが、調査対象の学級等については臨時休業とし、それ以外については通常どおり授業を継続します。

調査結果判明後については、その結果に基づき、保健所の指導の下、教育活動の再開又は閉鎖期間の延長や調査範囲の拡大等を行います。

なお、学級閉鎖等の有無にかかわらず、感染者は治癒するまでの間、濃厚接触者は14日間それぞれ出席停止となります。

また、感染者が判明した場合における学校名公表の考え方については、児童生徒が感染した場合には非公表、教職員が感染した場合には本人の了解を得た上で公表する旨を記載しております。

教 育 長

国のマニュアルの改訂に合わせて、学校を通じ保護者にお知らせをいたしました。学校名の公表については、中核市の公表の状況を調べたところ、6割程度が非公表となっています。実際に公表した部分しか目に付かないものですから、ほとんどの自治体で公表しているのではないかと考えていますが、調べてみると、本市は多数側の対応ということでもありましたし、市教委に対しての問合せも多い状況にはありませんでした。

本 田 委 員

大人社会でこれだけ広がってしまうと、学校などでの感染拡大のおそれもありますので、今後一層子どもたちに被害が及ばないことを願うばかりです。

教 育 長

他に、何かありますか。

佐藤学校教育部次長

令和2年度の生活・学習A c tサミットについて御報告いたします。今年度につきましては、本市においても新型コロナウイルス感染症が広がり、市内の小中学生が一堂に会することが困難になったことから、旭川市中学校連盟生活部と協議し、各学校のいじめの未然防止に向けた取組をビデオ動画で紹介し合い交流する、オンデマンド配信での開催としました。

今年度のテーマは、「コロナ禍におけるいじめの未然防止について～差別や偏見、いじめをなくすために～」とし、当番校である北門中学校と協力校の春光台中学校及び東鷹栖中学校の3校が、学校において新型コロナ

山崎委員	<p>ウイルス感染症に関する差別や偏見によるいじめを未然に防止するためにどのようなことができるか考えるとともに、市内の医療現場が大変であることに對してもできることはないかと考え、「チャイルド・パワー・プロジェクト」という取組を市内全小中学校に呼び掛けたところです。</p> <p>具体的には二つの取組を行うこととし、一つは、医療従事者の方々への応援メッセージを各学校で作成し、市内の病院等に届ける取組、もう一つは、シトラス色のリボンを児童生徒一人一人が作って身に付け、感染者への差別や偏見、いじめをなくすための取組を実施するというものです。</p> <p>現在、医療従事者への応援メッセージを各学校で作成しているところであり、今月24日までに各医療機関等に届ける予定となっています。</p> <p>大変素晴らしいことですね。シトラスリボンの取組はいつから開始するのですか。</p>
佐藤学校教育部次長	<p>3学期に入ってから取り組んでいくこととなります。</p>
近藤委員	<p>その形にはどのような意味があるのですか。</p>
佐藤学校教育部次長	<p>3つの輪は地域、学校、家庭を意味しており、「ただいま」、「おかえり」と言い合えるような温かい社会をつくっていこうと愛媛県で始まった取組を、本市の中学生が是非やりたいということで始めたものです。</p>
教 育 長	<p>コロナ禍において、良く工夫された取組であると思います。皆さんにも是非応援していただけたらと思います。</p>
各 委 員	<p>他に、何かありますか。</p>
事 務 局	<p>ありません。</p>
教 育 長	<p>ありません。</p>
	<p>それでは、以上で令和2年12月定例教育委員会会議を終了いたします。</p>
	<p>《 閉 会 》</p>